

社団法人北海道社会福祉士会 第3回通常総会（2008年3月） 議事録

- 【日 時】 2008年3月1日（土）16時15分～18時25分
【場 所】 札幌市社会福祉総合センター4階大研修室
【役員出席者】 理事：奥田龍人（会長）、柏浩文（副会長）、志田原実男（副会長）、石崎剛、
大井戸舞、小野司、折目泰則、木川幸一、坂村暢一、林孝之、古川義則、
松坂優、丸山正三、松野尾道雄（計14名）
監事：長田和敏（計1名）
【役員欠席者】 理事：奥寺光子（副会長）、乙坂友広、佐藤哲夫、米本秀仁（計4名）
監事：棟達也（計1名）

【議 事】

1. 開会の辞

林理事より、「これより社団法人北海道社会福祉士会の第3回通常総会を開催いたします」との宣言があった。林理事より議場閉鎖の指示があり、議場を閉鎖した。

林理事より、総会の議長について出席者から立候補される方を諮る。立候補は無く、林理事より「斉藤博明会員を議長に推薦したいと思います」との提案に、満場一致で了承された。

2. 議長就任・挨拶

斉藤会員が、議長に就任し挨拶が行われた。

3. 資格審査員の選任

議長から資格審査員を2名推薦した。佐久間仁会員と大腰真弓会員が推薦され、満場一致で了承された。

4. 資格審査の実施

資格審査員が、会場の出席者数の確認と、委任状、書面表決書の確認を行った。

5. 議事録署名人の選任

（議長）

議長から議事録署名人を2名推薦した。佐藤重人会員と細谷義江会員が推薦され、満場一致で了承された。

6. 会長あいさつ

奥田会長より、次のとおり挨拶があった。

「社団法人になって初めて北海道から、「法人の業務及び財産の状況に関する検査」を受け、多くの指摘事項があった。その指摘も踏まえて、今総会で規則等の改正の提案を行わせていただく。また、本総会は来年度の予算総会という位置づけである。現在、社会福祉士・介護福祉士法改正や、地域包括支援センター、診療報酬での社会福祉士の位置づけなど、社会福祉士は多方面で期待されている状況である。それに応えていく必要があるため、様々な分野での専門性と資質の向上を柱とした予算組みとした。さらに、北海道は広域で、研修など札幌中心ということで地方の会員にとっては不満もあることと思う。そのような現状から、今予算案で、在宅研修という事業を位置づけた。また、今後はさらに地区支部の活動が中心となるような組織を目指したい。予算案では、成年後見の受任者会議や地域包括支援センターの研修など、さらに地区支部の活動を支援していきたいと考えたので、ご審議をよろしくお願いいたします」

7. 資格審査報告

議長より、資格審査結果について資格審査員に発言を求めた。佐久間資格審査員より次のとおり報告があった。

「本日の総会の成立について発言する。正会員総数は、基準日の1月31日現在1172人である。定足数の定めは「(社)北海道社会福祉士会定款」第25条の規程により、正会員総数の過半数となっている。従って、定足数は587名となる。書面表決を含む委任状772名、出席者69名。併せて841名で、出席者数が定足数を満たしていることを確認した。この総会は有効に成立していることを報告する」

8. 総会の開会宣言

議長は、資格審査報告を受け、総会の開会を宣言した。

9. 議事

議長より、議事に入るとの発言があった。議案については、事前配布されたので十分にご理解いただいていることを前提に議事を進めること、また説明される方は重点事項を中心をお願いしたいことが申し添えられた。

1) 第1号議案

奥田会長より、議案集1～8頁の事業計画変更及び補正予算について次のとおり説明があった。

「収入の補正の大きな部分は、日本社会福祉士会の会費の代行徴収をしないことにした点である。現在代行徴収はしていないが、規則ですることとなっており、予算もそれに基づいて作成していた。しかし、現実には併せて、見直すこととした。このことについては、法人設立のやりとりの当初に、会として一括して会費を徴収したほうがよいのではないかと行政担当者からの指導もあり、日本社会福祉士会の会費も含めて徴収することとして、規則を作成した。しかし、全国の実況を調べると、そのような形態をとっているのは福岡県社会福祉士会のみであり、他の社団法人県社会福祉士会などは、代行徴収はしていない。行政担当者と再度打合せを行い、実態に合わせて代行徴収する形をやめることとした。

それ以外の部分では、社会福祉ハンドブック作成事業は助成事業で特別会計であったので修正し、一般会計から分離を行ったため、その助成金の200万円が減った。一方で、さきほどの本部会費について代行徴収する予算案では、支部交付金をはじめから引き去り本部に納付する形であったが、代行徴収しないため、支部交付金という科目が発生し、これが450万円ということで助成金の項目に追加した。収入全体では、1000万円程度の減額となった。

支出も1000万円減るが、このうち、研修で100万円減ったのは障害者ケアマネジメントとフォローアップ研修を実施しなかったためである。社会福祉ハンドブックが特別会計になったことにより、その分の支出も減った。本部会費が別立てとなったので、科目を削除した。管理費については、職員が産休に入ったので、代替職員の人件費を計上した。広報についても充実させた。

第三者評価の事業費を減額したのは、今年度は評価調査者養成研修を行わなかったためである。受審した施設が12件しかない状況であり、一方で評価調査者をすでに300人養成しており、今年度は養成研修を見送った」

議長より、第1号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、69名の賛成であった。次に、第1号議案の書面表決について、承認164名、不承認0名、委任状は、608名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、正会員の3分の2以上の賛成と認められるので、第1号議案は承認されたことが告げられた。

2) 第2・3号議案

奥田会長より、議案集9～23頁の来年度事業計画・予算案について次のとおり説明があった。
「事業計画については、主に新規事業や重点事業を中心に説明したい。

基本方針として、まず社会福祉士の任用拡大について働きかけたい。

また、公益事業の充実を図っていききたい。具体的には、道民への普及啓発という点で、社会福祉ハンドブックは来年も発行する。後期高齢者医療制度への対応や地域ごとの作成も検討したい。併せて、北海道社会資源大賞（仮称）を創設し、社会資源の普及開発を支援したい。

介護サービス情報の公表について、現在の仕組みでは利用者への情報公開という目的が生かされていない面もあるので利用者に分かりやすく伝える仕組みを検討したいが、著作権の問題があるので北海道に問い合わせている最中である。

介護給付適正化事業については、厚生労働省は各保険者に平成22年度までに100%実施するように指導している。本会では、今回、厚真町の委託を受けて実施しているが、その成果を活かしケアプラン等の評価方法を確立し、来年度はいくつかの市町村から事業を受託できるようにしたい。この事業は、行政の監査指導とは違った視点で、在宅のケアプランのスーパービジョンという方法で実施している。

権利擁護事業について、神奈川、大阪、福岡などでは社会福祉士会と弁護士会が共同して虐待対応専門職チームを作って活用されている。厚労省の全国介護保険担当者会議でも、そうしたチームの活用を働きかけている。北海道でも、弁護士会と検討していきたい。

次に、社会福祉士の資質の向上について取り組む。まず、北海道という地域性を苦慮してなかなか研修に参加できない会員のために、共通6領域の在宅研修（通信教育）をあらたに取り組む。

現場実習指導者研修は、国の主導で今年から全国的に始まる。厚生労働省は研修を日本社会福祉士会に委託する予定で、各ブロックで実施予定で、北海道もちろん実施する予定である。将来的には、この研修を受けることが実習の受入れの条件になる見込みである。社会福祉士が社会福祉士を育てる体制を確立する時期である。

地域包括支援センター研修はニーズも多いので、各地区支部で実施できるようにしたい。

会員で児童分野の社会福祉士は少ないが、児童養護施設の指導員など資格を持っている方も増えてきているので、児童分野も研修等を実施できる体制作りとして委員会の発足を考えたい。スクールソーシャルワークについても同様に、委員会の立ち上げに着手したい。

次に、組織強化に取り組みたい。会員も増えているが、資格者も増えており、組織率は漸減傾向にある。福岡県社会福祉士会では会員増強月間を設けて様々な取り組みをしている。本会としても、そういう取り組みを参考に、組織率を30%以上に上げたい。入会促進パンフレットも作成したい。

組織強化は、地区支部活動あつてのことと考えているので、来年度は地区支部長・事務局長会議を初めて開催し、地区支部支援を強めたい。また、事務局体制も3名を維持したい。

法人の適正運営という面で規則などを整備している最中だが、整備が終わり次第「規程集」を発行したい。ホームページでも公表していく。

会員名簿は、二転三転して申し訳ない。はじめは、同意が得られない場合は名前のみということで会員に当たったが、200名程度のみしか回答がなく、残り900名が名前だけの公表ということになってしまった。理事会でそのような名簿は意味がないという議論となり、基本的に名前と所属と所属の連絡先電話まで載せるべきで、それに対する不同意を聞くべきこととした。そして、不同意の方からの回答を得て作成に取りかかったが、今度は勤務先がかなり陳腐化していることがわかった。例えば札幌市では在宅介護支援センターが廃止されたが、勤務先を在宅介護支援センターとして届けている会員も多い。明らかに廃止された機関を載せる名簿も使えない、ということになった。会報は自宅に送っている所以で最新の情報を得ているが、勤務先は転勤等があった場合に、届出がない場合は把握できないし、多くの会員が異動届を提出してくれない状況である。そこで、会員一人一人に「あなたの届出のある所属はこれであっているか」という、こちらで把握している情報を確認し、返信してもらう形を考えている。大変な作業であるが、社団法人とし

ては名簿を発行したいので、来年度事業として行いたい。この間、2回のお問い合わせをしたが、今度は勤務先の照会をさせていただく。今年度発行できなかったことは、理事者として率直にお詫び申し上げる。

予算であるが、会費収入はさきほど説明したとおり日本の会費は含んでいない。賛助会員増は何としてもやりたい。

事業費別の支出は 22、23 頁にあるとおりで、各事業ごとに明細が分かるようにしている。組織活動事業費について、各地区支部で様々な研修ができるように支援していきたい。スクールソーシャルワーク委員会、児童福祉推進委員会は新たに設置していきたい。職員給与費は管理費と第三者評価事業と福祉ハンドブック作成事業で見ている。なお、税理士に相談したところ、福祉ハンドブックは収益事業という位置づけが妥当ということで特別会計とした。ハンドブックについては内容が充実することにより、購入が増えることが期待できる。

キャッシュフローで見ると、一般会計は 106 千円、第三者評価 350 千円、ハンドブック 105 千円、合わせて 561 千円の収益（収入－支出）というぎりぎりの予算となった。来年度予算には間に合わないが、再来年度以降は財政調整基金をつくって積立てしていけるようにしていきたい」

議長より、第 2・3 号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

村山文彦会員（質問）：

「札幌の村山です。社会福祉ハンドブックは、正会員 1,000 円、そうでない場合 2,000 円となっているようだが、どれくらい作成したのかということと、どこに販売するのかということをお教えしてほしい。会員として販売に協力できることがあるなら協力したいので」

奥田会長（答弁）：

「今回の 2,000 円（会員 1,000 円）というのはセミナーの参加費であって、本の値段ではない。ハンドブック作成は助成金事業であり、販売して収益を得るという形となっていない」

木川理事（答弁）：

「発行部数は 2,000 部。会員への配布が 1,200 部、会員以外のセミナー参加者が 100 部。各市町村の担当、社会福祉士養成校、医師会等の職能団体、各都道府県の社会福祉士会あてに 1 冊ずつ送付するとともに、国立国会図書館にも 3 冊送付する予定である」

奥田会長（答弁）：

「来年度以降は助成金がないので、収益事業として考えている」

伊藤真吾会員（意見）：

「日胆の伊藤です。名簿のことで、最近家を建てて引越しましたが、住所の変更届出をすることによりしばらく気がつかなかった。そういう会員も多いと思うが、地区支部ではおおかた会員動向を把握しているので、地区支部に問い合わせの方が、確実に把握できて、コストもかからないのではないか」

清野光彦会員（質問・意見）：

「十勝の清野です。関連して、名簿がどういうふうに管理されるのかというのが気になる。それがはっきりしないと、照会しても会員からの回答は増えていかないのではないか。名簿をどういうふうに管理して、どう使うのか、総務委員会などで検討する必要があるのではないか。地区支部で管理というのもあるかもしれないが、考え方を明確に示すべきではないか。出すといって出さないのは会員の信頼を失うことになる。今回出さなかった経過を会員にきちんと伝えてほしい。また、来年度には出すというなら出すという姿勢を明確にしてほしい」

奥田会長（答弁）：

「今回は、所属が明らかに違うのにそのまま発行するのは難しいと考えたので、地区支部で協力していただけるのは大変ありがたい。補強意見として受け止めたい。名簿の管理の件では、会員がこの名簿をどう使うかについては、会員に渡ってからまでは管理できないので、会員の倫理に働きかけるというのが現実的な問題ではないか。倫理委員会をつくるという提案も後ほどするが、会員の倫理に働きかけていくしかないと思う。名簿を出せなかったことについては、今年度出

せなかった理由と、来年度は必ず出すということで、広報等で会員に説明したい」

議長より他に質問・意見を求めたところ、発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、69名の賛成であった。次に、第2・3号議案の書面表決について、承認163名、不承認1名、委任状は、608名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、正会員の3分の2以上の賛成と認められるので、第2・3号議案は承認されたことが告げられた。

3) 第4号議案

奥田会長より、議案集24～25頁の会費規則の見直しについて次のとおり説明があった。

「規則については総会で議決されるべきもので提案する。会費については、さきほど説明したとおりで、3条のところの15,000円を5,000円に戻す。初年度加入も免除する。」

議長より、第4号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

佐久間仁会員（質問）：

「札幌の佐久間です。初年度会費を免除するとなると、入退会を繰り返すことで会費を払わない人が出てくる恐れはないか。その点について何か対策があるのか。一回退会して何年かして加入する場合もあるのではないか」

奥田会長（答弁）：

「そういう事態は想定していなかった。そういう事態が発生した場合には理事会で検討したい。後者の場合については、見直しが必要かどうか理事会で検討したい」

佐久間会員（追加質問）：

「規則に盛り込まないで、不適切なことができるというのはいかがなものか」

奥田会長（答弁）：

「基本的には、北海道社会福祉士会に入るということは、日本社会福祉士会に加入することであるので、日本社会福祉士会に入る時点で、日本社会福祉士会の入会金が徴収されることになる。本会の会費を逃れようとしても金額的には同じ負担となるので、現時点ではあえて規則に謳わなくてもよいと考える」

佐久間会員：

「理事者の見解で、よいのではないか」

議長より他に質問・意見を求めたところ、発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。次に、第4号議案の書面表決について、承認162名、不承認2名、委任状は、608名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、賛成多数と認められるので、第4号議案は承認されたことが告げられた。

4) 第5号議案

奥田会長より、議案集26～29頁の費用弁償規則の見直しについて次のとおり説明があった。

「費用弁償について、役員、会員、職員の位置づけを明確にする。また、理事会が都度判断できる条文を入れて柔軟性を持たせる。「食事代」は削除することとする。支給額は細則で定めるのが適当と考えた。日本社会福祉士会の代議員は日本社会福祉士会が負担するようになったので削除することとする。細則は63～64頁である」

議長より、第5号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。次に、第5号議案の書面表決について、承認163名、不承認1名、委任状は、608名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、賛成多数と認められるので、第5号議案は承認されたことが告げられた。

5) 第6号議案

奥田会長より、議案集30～34頁の支部設置運営規程の見直しについて次のとおり説明があった。

「支部規程については、まず、行政担当者から定款では総会議決事項であるという指摘を受けて、規程から規則に昇格させる。次に支部の設置要件はおおむね人口30万という規模の生活圈域というように、範囲を定める。道東地区支部については、オホーツク、十勝、釧根に分割する。支部の事務局長を役員として位置づける。支部会費を認めないという条文を入れる。別表では、ブロックを地区支部に名称変更し、人口も記入しておいた」

議長より、第6号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

宮澤英雄会員（意見）：

「十勝の宮澤です。4月15日までに支部活動費の精算報告というのは、地区支部総会をやってからだと間に合わない。再考できないか」

佐久間仁会員（意見）：

「札幌の佐久間です。附則の字句で、「設立認可のあった日から施行」は間違っているのではないか」

奥田会長（答弁）：

「ご指摘どおり、規約から規則にしたので、附則は「2008年4月1日から施行する」と訂正する。地区支部の会計は、支部助成金について行政担当者に問い合わせたところ、地区支部から助成金の領収書を受け取ることで決算的には問題なく、地区支部事業の収支と内容を会がきちんと把握していることが必要である、ということだった。であれば、本会の決算作業のために4月15日までに報告する必要はないので、宮沢会員の意見を修正意見として受け止め、「地区支部総会終了後速やかに」という表現に修正して提案したい。

清野光彦会員（質問）：

「一般的な活動を地区支部がするときに、助成されたもの以外の経費は、次期へ繰越してよいのか。」

奥田会長（答弁）：

「支部の会計も、本会と同様に扱っていただきたい。繰越金勘定を設けることは当然である。助成金も使い切りという発想では無く節約できることはそうしていただき有効な使い道を考えていただきたい。なお、外部の助成金の扱いであるが、助成する団体が認めるならば、支部で申請することは差し支えない。ただ、募集要項に法人の要件があるなら本会としての申請となる」

議長より他に質問・意見を求めたところ、発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。修正した提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。次に、第6号議案の書面表決について、承認163名、不承認1名、委任状は、608名と報告されたが、議案を修正しているので、書面表決は無効とした。しかし、出席者及び委任状において過半数を上回り、議長より、賛成多数と認められるので、第6号議案は承認されたことが告げられた。

6) 第7・8号議案

奥田会長より、議案集35～41頁の組織規程及び委員会規程の見直しについて次のとおり説明があった。

「それぞれの規程が定款では総会議決事項としていることから、規程から規則に昇格させる。正副会長会議は今まできちんと位置づけられていなかったが、組織のリーダーシップを発揮することが重要であるので、組織規則で正式に位置づけ、定期的を開催することとする。また、倫理委員会を設置して、外部からの苦情等に対応できる仕組みを作る必要がある。さらに、委員会と事業部会をすっきり分け、委員会是一般会計、事業部会は特別会計というようにしたい。

第 8 号議案であるが、組織図は 15 頁のとおり、議決機関は総会であり、役員の選任のため選挙管理委員会を置く。理事会の下に正副会長会議を位置づけ、正副会長会議が委員会や各理事を監督する。事業部会は特別会計ということで、今のところ第三者評価と福祉ハンドブックを予定する。臨時委員会として、外部の専門家も含め研究発表のための査読委員会を設けて質を保証していきたい。ケアマネジメント委員会は介護保険に特化し、障がい者のケアマネジメントは「障がい者地域生活支援委員会」の方で担当することとする。地域包括支援センターやスクールソーシャルワーク、児童福祉推進など新しい委員会を設けて、幅広い社会福祉士の会員に参加していただく仕組みとしたい。また、日本社会福祉士会が総会制度から代議員制度となったことを受け、会員が代議員に立候補できる道をつくるため、代議員選出のための規則を位置づける。代議員選出規則は、次回総会に提案したい」

議長より、第 7・8 号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

宮澤英雄会員（質問）：

「十勝の宮澤です。倫理委員会について聞きたい。北海道社会福祉士の会員は日本社会福祉士会の会員でもあるが、日本社会福祉士会の倫理委員会との関係がどうなるのか、懲罰や苦情の実務がどうなるのかつかみきれないのでお教えいただきたい」

奥田会長（答弁）：

「懲罰については、日本社会福祉士会の倫理委員会がより上位という位置づけとなるので、本会の倫理委員会はそれを受けての運営となるだろう。ただし、本会としても定款に「除名」を位置づけているので、その処分をする場合の審議機関としての位置づけは必要である。また、小さい苦情が日本社会福祉士会までいくことはないだろうから、そうした事案に対応することも予想している」

菅しおり会員（質問）：

「江別の菅といいます。処分の範囲について、会員以外の社会福祉士についてはどうなるのか」

奥田会長（答弁）：

「会員のみが対象となる」

田巻憲史会員（意見）：

「十勝の田巻です。第 8 号議案の号数（第 5 号）が違っているのではないかと。それと施行月日は 4 月 1 日ではないか」

奥田会長（答弁）：

「ご指摘のとおり、規則第 8 号となる。施行月日も 2008 年 4 月 1 日施行ということとする」

議長より他に質問・意見を求めたところ、発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。次に、第 7・8 号議案の書面表決について、承認 163 名、不承認 1 名、委任状は、608 名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、賛成多数と認められるので、第 7・8 号議案は承認されたことが告げられた。

7) 第 9 号議案

奥田会長より、議案集 42～43 頁の倫理委員会の設置運営規則について次のとおり説明があった。

「委員会の委員は、会員 3 名、会員以外から 2 名で、会員以外は弁護士等の専門家と学識経験者を想定している。理事は入らず、理事会から独立した組織とする。不服申立てがあった場合は、倫理委員会で検討していく。施行日は 4 月 1 日とする」

議長より、第 9 号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言するものはいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。

次に、第 9 号議案の書面表決について、承認 164 名、不承認 0 名、委任状は、608 名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて、賛成多数と認められるので、第9号議案は承認されたことが告げられた。

10. 報告事項

議長より、報告事項に入るとの発言があった。報告事項については、第10号報告まで一括して報告して、質疑応答としたいとの発言があった。

奥田会長より、次のとおり第1号～第10号報告がなされた。

「北海道の監査で指摘されたことなどを中心に規程等の改正を行うこととする。

第1号報告について、ホームページの管理・運用について、一般的に定めているような規程を作成して運用している。

第2号報告について、個人情報保護の取扱いについてガイドラインを格上げして規程とした。プライバシーポリシーで個人情報保護規程としており整合性を持たせることとした。

第3号、第4号報告について、会員派遣調整手数料の規程を廃止し、役職員派遣規程を設けた。従来の規程のままでは、会員のあつせん行為に該当し、定款に載っていない上、労働者派遣法に抵触する可能性があるという指摘を受けたことから、従来の規程を廃止し、新たに派遣する場合のルールを定めた。

第5号報告について、慶弔見舞金は役職員のみとしていたのを、会員及び役職員と規定した。弔慰金や傷病見舞金については、会員や役職員以外の場合といった特別に必要な場合も想定して、その他事項も設けた。

第6号報告については、謝金の金額や資料作成費の内訳などで疑義があり、取り下げさせてもらう。再度理事会で検討し、次回総会に報告したい。

第7号報告について、旅費等の支払いは、国からの補助か、助成金事業かそうでないかでそれぞれ定めた。また、研修等の手伝いなどについても日当という形で費用弁償することを定めた。

第8号報告について、北海道の監査で、管理職手当、退職手当の規定がなかったことを指摘されたので、規程を改正し細則は別に定めることとした。附則にあるとおり、実態に合わせて遡及適用することとした。

第9号報告について、退職金細則を定め、中小企業退職金共済事業団と昨年11月に契約を締結している。

なお、規程番号一覧を議案集72頁に掲載しているが、次回総会後に規程集を作成して配布したい。

第10号報告については、社会福祉士の任用拡大等の要望書の提出であるが、1月21日に関係7団体で、北海道知事、札幌市長、社会福祉施設経営者協議会、北海道社会福祉協議会に提出した。

最後に、北海道の法人監査での指摘事項に対する措置状況報告書を提出したが、その内容は議案集81頁のとおりである」

議長より、第1号～第10号報告について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

小林雅英会員（質問）：

「札幌の小林です。来年度からの公益法人改革に対して、本会としての対応はどうなっているか」

奥田会長（答弁）：

「もちろん、公益社団法人を目指していくつもりである。5年間の猶予があるので、その間に対応を考えていく。判断基準として、道民のための公益事業をもっと増やしていかないとならないと考えている」

議長より他に質問・意見を求めたところ、発言するものはいなかった。

議長より報告承認の採決することが告げられた。報告を承認する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。

議長より、賛成多数と認められるので、第1号～第10号報告は承認されたことが告げられた。

11. 議長退任

議長より、全ての議案の議決が終了したので、議長を退任するとの宣言があった。

12. 閉会の辞

林理事より、「以上で、第3回通常総会の議事は全て終了しましたので、閉会といたします」との宣言があった。

以上で、議事を終了し、18時25分閉会した。

上記決議を明確にするため、議事録を作成し、議長及び議事録署名人は次のとおり署名捺印した。

2008年3月18日

議長 齊藤 博 明 

議事録署名人 奥田 龍人 

議事録署名人 細谷 義江 

議事録署名人 佐藤 重人 